特定寄附金の募集に係る募金目論見書

1. 教育支援事業に係る寄附金の募集

① 募集総額:次項②に記した募集期間中に集めた金額とする。

② 募集期間:平成26年から募集を開始し、4月1日から翌3月31日までを募集期間と して、毎年継続する。

③ 募集対象:公益財団法人民際センターが、本邦及び海外の各地域で平成26年以降に推進する教育支援に係る以下(1)~(3)の事業の内、対象とする事業。但し、「プロジェクト全般寄附」の名称で募集する寄附金については、(1)教育基盤事業の内の「A教育普及事業」(奨学金事業)を募集の対象外とする。

(1) 教育基盤事業

* 事業名:

「A 教育普及事業」 : 奨学金事業等

(奨学金事業の寄附金には受領後最長4年間にわたっ

て継続して使われるものも含まれる。)

「B 教育環境整備事業」: 学校施設整備事業及び関連事業、図書施設整備事

業、書籍普及事業、学校教材支援事業、生徒教材 支援事業、自転車支援事業、教育支援団体育成事

業等

「C 教育内容拡充事業」: 教師修士留学事業、教師養成事業、教科書普及事

業等

(2) 学校コミュニティ支援事業

* 事業名;一校一事業支援事業、給食普及事業、自然災害支援事業

- (3) 調查研究事業
- ④ 募集理由:本邦及び海外で展開する継続的な教育支援に係る事業の円滑な推進、及び新規の事業に資するため。
- ⑤ 資金使途:受け入れた寄附金は、75%以上を上記③で募集対象とした公益目的事業(募 集経費等の事業運営費経費を含む)に充当し、残りは法人会計の管理費に充 当できるものとする。

2. 「私の特別教育基金」に係る寄附金の募集

① 名称:「私の特別教育基金」

② 募集総額:次項②に記した募集期間中に集めた金額とする。

③ 募集期間:平成26年12月1日から募集を開始し、翌3月31日までを募集期間とする。 その後は4月1日から翌3月31日までを募集期間として毎年継続する。

- ④ 募集対象:公益財団法人民際センターが、平成26年以降に推進する教育支援に係る各種 事業
- ⑤ 寄附金金額:原則、1 件100 万円以上(但し、追加の積み増しについては金額を問わない)
- ⑥ 基金の種類:本基金の寄附は次の2種類の型に区別して募集する。
 - (1) 永続型:元本を取り崩さず、その運用果実を永続的に活用する基金
 - (2) 期間限定型:一定期間内に元本と運用益を使い切る基金
- ⑦ 募集理由:公益財団法人民際センターが実施する継続的な教育支援に係る事業の円滑な 推進及びその他新規事業の展開のために、本基金とその運用益を寄附者の意 向に従い「永続型」「期間限定型」の2種類に区別して活用し、それら事業の 拡充を目指す。
- ⑧ 資金使途:受け入れた寄附金は、本基金の「取扱要綱」に基づき公益財団法人民際センターの特定資産として位置づけ、各寄付者の意向に沿って「永続型」はその運用果実のみを、「期間限定型」は毎年度その元本取崩し分及び運用果実を「④募集対象」のいずれかの事業に充当する。

以上